

田村市公告第29号

田村市屋内遊び場遊具提案及び設計等業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定に基づく随意契約の相手方を選定するため、企画提案書等の提出者を次のとおり公募する。

令和元年9月2日

田村市長 本田 仁一

1. 業務の概要

(1) 業務名

田村市屋内遊び場遊具提案及び設計等業務

(2) 業務内容

屋内遊び場遊具提案及び設計等業務

(3) 委託期間

基本設計・実施設計業務 契約締結日から令和2年5月29日まで

遊具設置等業務 契約締結日から令和3年1月29日まで

(4) 委託料の上限（消費税及び地方消費税を含む）

基本設計・実施設計費 30,000,000円以内

遊具設置費 75,000,000円以内（運搬設置費を含む）

施設整備費 200,000,000円以内（本プロポーザルに施設整備は含まないが、見積書提出の際の参考とすること。）

2. 資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単体企業又は本件業務受託のために結成された共同企業体（以下、JVという。）であって、それぞれ次に掲げる要件を満たしているものとする。（ただし、委託業務のすべてを他の法人に再委託することは不可とする。）なお、JVとして応募する場合は、幹事法人を決め、幹事法人が企画提案書を提出すること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。

(3) 田村市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年田村市告示第140号）に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法

(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされていないこと。

- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) JVの場合、(1)から(5)の条件を全構成員が満たしていること。
- (7) 本プロポーザルの参加申し込み時点において、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に定める一級建築士事務所登録をしていること。

※JVの場合、1社以上の参画法人が条件を満たしていること。

- (8) 管理技術者（予定者）は一級建築士であること。また当該一級建築士、本業務の類似業務として、次に掲げる建築物の改修設計又は新築の設計の経験を有すること。
 - a 1棟で延べ床面積800㎡以上の規模であること。
 - b 構造は、RC・SRC・S造であること。
 - c 建築物は、改修もしくは新築に伴い屋内に新たに遊具を設置した施設であること。
- (9) 主任担当技術者（構造）（電気）（機械）に、構造一級建築士又は設備一級建築士その他の有資格者を配置すること。ただし、構造一級建築士又は設備一級建築士その他の有資格者は、参加申込者以外の協力事務所に配属する技術者を配置することができる。
- (10) 1棟で床面積800㎡以上の建築物に屋内遊具を設置した経験を有すること。

※JVの場合、1社以上の参画法人が条件を満たしていること。

3. スケジュール

項目	日程
公募開始（プロポーザル公告）	令和元年 9月 2日（月）
参加申込に関する質問書の提出期限	令和元年 9月20日（金）
参加申込書の提出期限	令和元年10月 2日（水）
現地説明会	令和元年10月 8日（火）
企画提案に関する質問書の提出期限	令和元年10月15日（火）
企画提案書の提出期限	令和元年10月21日（月）
企画提案書等の審査	令和元年10月23日（水） 予定
企画提案書等の審査の結果通知	令和元年10月24日（木） 予定
プレゼンテーション審査	令和元年10月28日（月） 予定
プレゼンテーション審査の結果通知	令和元年10月30日（水） 予定
委託契約締結（基本設計・実施設計業務）	令和 2年 1月上旬
履行期限（基本設計・実施設計業務）	令和 2年 5月29日（金）
委託契約締結（遊具設置等業務）	令和 2年 7月上旬
履行期限（遊具設置等業務）	令和 3年 1月29日（金）

4. 実施要領等の配布

実施要領等は、田村市ホームページからダウンロードすること。

田村市ホームページ

<http://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/65/>

5. 委託候補者の決定

田村市屋内遊び場遊具提案及び設計等業務委託審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーション等を総合的に審査し、最も評点の高い提案者を委託候補者に選定する。

ただし、最高得点が複数ある場合は、「コンセプト・安全に対する配慮・維持管理・企業実績」の合計得点が高い提案者を委託候補者として選定する。

6. 契約

(1) 仕様の調整

委託候補者に選定された事業者は、要求水準書及び企画提案書等の内容を基本にこども未来課と協議し、仕様内容の調整を行う。

(2) 委託業者の決定

委託候補者は、市の指定する方式により改めて見積書を提出し、合意に達した場合に委託業者として決定し、契約を締結するものとする。ただし、合意に達しなかった場合には次点者と協議を行う。

7. その他

本業務に関する詳細は、田村市屋内遊び場遊具提案及び設計等業務委託公募型プロポーザル実施要領に定める。

8. 問合せ及び送付先

田村市保健福祉部 こども未来課 (担当：原竹)

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添7 6 番地2

電話 0247-82-1000 FAX 0247-82-4555

E-mail kodomo@city.tamura.lg.jp